

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 文 書 局  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

規 則	ページ
○家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則…………… (畜産振興課)	1
○家畜伝染病まん延防止規則の一部を改正する規則…………… (畜産振興課)	2
<b>告 示</b>	
○土地改良法による道営換地計画の決定…………… (農業施設管理課)	4
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	4
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	4
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	4
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	5
○海岸保全区域の指定の一部改正…………… (維持管理防災課)	5
○景観計画の変更…………… (都市計画課)	5
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	5
<b>道教育庁教育局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	6
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	6
○特定調達契約に係る入札の公告……………	7

## 規 則

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年1月5日  
北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第1号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則  
家畜伝染病予防法施行細則（昭和48年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。  
第2条第3号及び第4号中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改め、同条第7号中「第13条の2第2項」を「法第13条の2第2項」に改める。  
第4条及び第5条を次のように改める。

### 第4条及び第5条 削除

第12条第1項中「第5条第1項」の次に「（政令第7条において準用する場合を含む。）」を加える。

第15条の見出し中「方法の基準」を「指示」に改め、同条第1項中「又は法第23条第1項の規定により家畜防疫員が指示をする場合は、別表第2の基準によらなければならない」を「、第23条第1項又は第25条第1項の指示は、別記第2号様式の指示書により行うものとする」に改め、同項ただし書及び同条第2項を削る。

第19条を次のように改める。  
（倉庫等の消毒命令等）

**第19条** 法第26条第1項の規定による命令は、別記第6号様式の命令書により行うものとする。

2 法第26条第2項の規定による指示は、別記第7号様式の指示書により行うものとする。  
第20条中「別記第6号様式」を「別記第8号様式」に改める。  
別表第1及び別表第2を削る。

別記第2号様式中「、第26条第2項」を削り、「採る」を「講ずる」に、

「方 法

を

「方 法

### 教 示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第6号様式を別記第8号様式とし、別記第5号様式の次に次の2様式を加える。

### 別記第6号様式（第19条関係）

#### 消 毒 命 令 書

（記号）第 号達

令 達 先

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第26条第1項の規定により、次のとおり要消毒倉庫等を消毒することを命じます。

年 月 日

北海道 家畜保健衛生所長 氏 名 印

記

- 1 消毒すべき理由
- 2 要消毒倉庫等の所在する場所
- 3 要消毒倉庫等の内容
- 4 消毒する期限

教 示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第7号様式（第19条関係）

消毒方法指示書

（記号）第 号達

令 達 先

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第26条第1項の規定による命令（年 月 日付け（記号）第 号達）に係る要消毒倉庫等について、同条第2項の規定により、次のとおり消毒方法を指示します。

年 月 日

家畜防疫員 氏 名 印

記

消毒方法

教 示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号及び第4号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

家畜伝染病まん延防止規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月5日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第2号

家畜伝染病まん延防止規則の一部を改正する規則

家畜伝染病まん延防止規則（昭和50年北海道規則第32号）の一部を次のように改正する。第2条第1項中「広げる」を「拡散する」に改め、同項ただし書中「（第1号及び第2号にあっては、知事が特に指定する家畜伝染病に係る場合（知事の許可を受けた場合を除く。）を除く。）」を削り、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「病性鑑定のため、」を削り、「従い、」の次に「病性鑑定のため、家畜保健衛生所又は」を加え、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがない移動として知事の許可を受けた場合第2条第1項第4号中「許可した」を「移動を指示した」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「前項ただし書」を「前項第2号」に改める。第3条第1項中「広げる」を「拡散する」に改める。

第4条の見出し中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条第1項中「みつばち及びみつばちの腐そ病の病原体を広げる」を「蜜蜂及び蜜蜂の腐<sup>そ</sup>蛆病の病原体を拡散する」に、「採みつ」を「採蜜」に、「みつばちを」を「蜜蜂を」に、「巣ひ」を「巣<sup>ひ</sup>脾」に、「みつ及びみつろう」を「蜜及び蜜ろう」に、「腐そ病に」を「腐<sup>そ</sup>蛆病に」に、「確認できる」を「確認することができる」に改め、同条第2項中「みつばち及びみつばちの腐そ病の病原体を広げる」を「蜜蜂及び蜜蜂の腐<sup>そ</sup>蛆病の病原体を拡散する」に改め、同条第4項中「合格したもの」を「合格した者」に、「交付し、かつ、巣箱ごとに別記第5号様式の検査済書をちょう付する」を「交付する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該検査に合格した者から求めがあったときは、併せて巣箱ごとに貼付する別記第5号様式の検査済書を交付するものとする。

別記第1号様式中「家畜等の移動の許可を受けたいので、」を削り、「第2条第1項ただし書の規定により、」を「第2条第1項第2号の知事の許可を受けたいので、次のとおり」に改める。

別記第2号様式中「家畜等の移入の許可を受けたいので、」を削り、「規定により、」を「知事の許可を受けたいので、次のとおり」に改める。

別記第3号様式中「腐そ病検査申請書」を「腐<sup>そ</sup>蛆病検査申請書」に改め、「みつばちの腐そ病検査を受けたいので、」を削り、「規定により、」を「検査を受けたいので、次のとおり」に改め、同様式の3の事項中「飼育ほう群数」を「飼育群数」に改め、同様式の5の事項の表を次のように改める。

移出先地名及び荷受人氏名	移出年月日	発 送 地 (駅又は港)名	到 着 地 (駅又は港)名	移出の方法及び経路

別記第3号様式6の事項及び7の事項を削る。

別記第4号様式を次のように改める。

**別記第4号様式**（第4条関係）

北 海 道	発 行 番 号	家保第 号		腐 <sup>そ</sup> 蛆 病 検 査 証 明 書	
所有者（管理者） 住所及び氏名					
検 査 場 所		検査年月日	年 月 日		
飼 育 群 数		検 査 群 数	そ の 他		
上記の蜜蜂等については腐 <sup>そ</sup> 蛆病検査の結果、異常のないことを証明します。					
年 月 日					
北海道 家畜保健衛生所長 ⑩					
移出先地名及び荷受人氏名					
発送地（駅 又は港）名		到着地（駅 又は港）名		移出の方法 及び経路	
注意1 この証明書は、移出時常に携行し、移出先に到着後直ちに都府県知事又は最寄りの家畜保健衛生所長に提出すること。					
2 この証明書の有効期間は発行の日から30日とする。					

（日本産業規格A5）

別記第5号様式中「腐そ病検査済証」を「腐<sup>そ</sup>蛆病検査済証」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の家畜伝染病まん延防止規則（以下「改正前の規則」という。）別記第4号様式の検査証明書又は改正前の規則別記第5号様式の検査済証で現にその効力を有するものは、それぞれこの規則による改正後の家畜伝染病まん延防止規則（以下「改正後の規則」という。）別記第4号様式の検査証明書又は改正後の規則別記第5号様式の検査済証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則別記第3号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第3号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

## 告 示

### 北海道告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、北斗市及び七飯町の白川地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道渡島総合振興局に備え置いて、令和3年1月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年1月5日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道告示第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年1月5日

北海道知事 鈴木直道

- 解除に係る保安林の所在場所 河西郡更別村字上更別512の1・512の2・513（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、512の7、512の8
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 用排水路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び更別村

役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年1月5日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 広尾郡大樹町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第4号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和3年1月5日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 留萌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び留萌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第5号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を砂川市役所の掲示場に掲示した。

令和3年1月5日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和2年北海道告示第773号
- 2 所在が不明な者 川股 富士男、大村 清治

### 北海道告示第6号

昭和36年北海道告示第1228号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。  
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月5日

北海道知事 鈴木直道

- 1 渡島東沿岸海岸保全区域の表渡島東沿岸の(1の2)伊達海岸の項市町村名の欄中「伊達町」を「伊達市」に改め、同項海岸保全区域の欄3の事項を次のように改める。

3 字長流7番地南角(A点)、4番地東角(B点)、2番地南東角(C点)及び字西浜町80番地北西角(D点)を結ぶ線、D点から町道沿いに3番地東角(E点)まで引いた線、(E点)、字東浜町34番地北角(F点)及び20番地北東角(G点)を結ぶ線、G点から国有鉄道用地境界沿いに字北稀府23番地北角(H点)まで引いた線、H点、6番地北角(I点)、11番地西角(J点)、字南稀府34番地南角(K点)及び15番地南東角(L点)を結ぶ線、L点から国道沿いに字北黄金16番地先国有鉄道用地境界との交点(M点)まで引いた線、M点から国有鉄道用地境界沿いに字南黄金6番地北東角(N点)まで引いた線、N点、8番地北西角及び1番地南西角(O点)を結ぶ線とA点及びA点から南南西に155メートルの点(①点)を結ぶ線と①点、B点から南に150メートルの点(②点)、C点から南に140メートルの点(③点)、D点から南南西に110メートルの点(④点)、E点から南南西に210メートルの点(⑤点)、F点から南西に90メートルの点(⑥点)、G点から南西に

110メートルの点(⑦点)、字舟丘16番地西角から西南西に260メートルの点(⑧点)、2番地東角から南西に90メートルの点(⑨点)、字萩原32番地北東角から西南西に82メートルの点(⑩点)、H点から南西に108メートルの点(⑪点)、I点から南西に100メートルの点(⑫点)、J点から西南西に80メートルの点(⑬点)、K点から西南西に90メートルの点(⑭点)、L点から西南西に150メートルの点(⑮点)、⑮点から方向角162度48分00秒の方向799.244メートルの点(⑮-1点)、⑮-1点から方向角235度00分02秒の方向131.327メートルの点(⑮-2点)、⑮-2点から方向角162度29分26秒の方向654.547メートルの点(⑮-3点)、⑮-3点から方向角168度45分57秒の方向1,019.510メートルの点(⑮-4点)、O点から方向角270度00分00秒の方向240メートルの点(⑮-5点)を結ぶ線と⑮-5点及びO点を結ぶ線とに囲まれた区域

### 北海道告示第7号

景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により策定した北海道景観計画の一部を、次のとおり変更した。

その図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各総合振興局及び振興局の建設管理部建設行政建設指導課及び産業振興部建設指導課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和3年1月5日

北海道知事 鈴木直道

- 1 変更箇所 別図北海道景観計画区域図のとおり
- 2 変更日 令和3年1月1日

## 総合振興局告示及び振興局告示

### 北海道空知総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年1月5日

北海道空知総合振興局長 高野 瑞洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
貨物兼乗用自動車の交換 1台
- 2 落札を決定した日  
令和2年12月16日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 札幌トヨタ自動車株式会社
- (2) 住所 札幌市中央区北1条西7丁目3番地8

4 落札金額  
1,102,111円

5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

6 一般競争入札の公告  
令和2年11月20日付け北海道空知総合振興局告示第28号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道空知総合振興局総務課
  - (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
令和2年1月5日

北海道教育庁胆振教育局長 山上和弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
校内LANサーバ一式 1台分
- 2 落札を決定した日  
令和2年12月15日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 北海道日興通信株式会社
  - (2) 住所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33
- 4 落札金額  
1,346,200円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和2年11月20日付け北海道教育庁胆振教育局告示第55号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁渡島教育局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年1月5日

北海道教育庁渡島教育局長 谷垣 朗

- 1 資格及び調達をする物品等の種類  
令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
  - (1) 契約 令和3年1月5日に一般競争入札の公告を行う渡島管内道立学校で使用する低圧電力の需給契約
  - (2) 資格 渡島管内道立学校で使用する低圧電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
  - (3) 物品等の種類 電力
- 2 資格要件  
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
  - (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
  - (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、電力需給実績があること。
  - (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- 3 資格要件の特例  
平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
  - (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和3年1月5日（火）から同月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9

時から午後5時まで（最終日のみ正午まで）の間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| (1) 名 称  | 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室        |
| (2) 所在地  | 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 |
| (3) 電話番号 | 0138-47-9029                |

## 北海道教育庁渡島教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年1月5日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
- |                                   |                   |
|-----------------------------------|-------------------|
| ア 調達をする物品等の名称                     | 渡島管内道立学校で使用する低圧電力 |
| イ 低圧電力の契約種別及び予定数量                 |                   |
| (ア) 契約種別                          | 従量電灯C             |
| (イ) 予定数量                          |                   |
| a 契約電力（1kVA当たりの単価）                | 3箇所 42kVA         |
| b 使用電力量                           |                   |
| (a) 最初の120kWhまで（1kWh当たりの単価）       | 3箇所 4,290kWh      |
| (b) 120kWhを超え280kWh以下（1kWh当たりの単価） | 3箇所 4,768kWh      |
| (c) 280kWhを超える分（1kWh当たりの単価）       | 3箇所 10,978kWh     |
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで  
(4) 納入場所 入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道教育庁渡島教育局告示第1号に規定する渡島管内道立学校で使用する低圧電力の需給契約に関する資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

### 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階401会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和3年2月4日（木）午前11時（送付による場合は、同月3日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年12月25日付け北海道教育庁渡島教育局告示第98号

### 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額）が最低である者を落札者とする。

### 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室  
イ 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号  
ウ 電 話 番 号 0138-47-9029

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Oshima Prefectural School

Contract type : Metered electric lamp C

a A basic charge per kVA, The estimated electricity contract : 42kVA

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year

(a) Until 120kWh : 4,290kWh

(b) 120kWh to 280kWh : 4,768kWh

(c) Over 280kWh : 10,978kWh

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., February 4, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 3, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan  
Phone : 0138-47-9029

---